

石綿含有事前調査業務 仕様書

石綿含有事前調査業務は、本仕様書に基づき実施するものとする。

1 業務概要

大気汚染防止法第 18 条の 15、および労働安全衛生法石綿障害予防規則第 3 条に基づく石綿含有事前調査として、『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省、環境省）』、その他関係基準に則り調査を実施する。

2 調査対象

調査対象建築物は委託者が指定する建築物及び建築物の部位を対象に、石綿含有事前調査を行う。

3 業務の内容

- ① 委託者が示す改修（解体）対象部位について、調査対象建材のリスト化
 - ② 委託者が提供する改修等履歴のまとめ
 - ③ 委託者が提供するその他資料のまとめ
 - ④ 調査対象建材それぞれについて石綿含有の有無等を判断
 - ・ 上記資料をもとに書面調査による判断
 - ・ 目視調査による判断
 - ・ “みなし” の判断 ※委託者と協議し決定すること。
 - ・ 分析調査の要否の判断 ※検体採取の可否も同時に判断すること。
 - ⑤ 石綿含有の有無等の判断結果と根拠資料のまとめ
 - ⑥ 分析調査が必要な建材について、委託者に報告のうえ、石綿含有分析調査仕様書に基づき分析調査を実施
 - ⑦ 上記をもとにした、様式『改修（解体）対象の建材リスト』（工事前）の作成
 - ⑧ 『石綿含有事前調査結果報告書』のまとめ（⑤、⑥および⑦を添付したもの）
- ※ ①～⑤及び⑥の業務を各々 1 か月以内並びに⑦～⑧までの業務を 2 週間以内で行うこと。ただし、個別の事情がある場合は、協議により業務にかかる日数を別途決定するものとする。

4 特記事項

- ・ 本委託の履行にあたっては、関係する諸法令を遵守すること。
- ・ 小規模事前調査とは、改修対象建材が概ね 10 種以下となることが想定されるものとする。

- ・作業中に発生した事故については、その原因が本市の責に帰すべき場合を除き、受託者がその責任を負うこと。
- ・発生材等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、受託者の責任において適切に処分すること。
- ・調査内容や報告書等関連資料を当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。
- ・調査結果の記録を 40 年間保存すること。
- ・成果品は本市において主管課、その他関係部署へ閲覧に供したうえで、工事発注図書等に添付し公開することに留意する。
- ・成果品について質疑等があった場合は、履行期間完了後であっても適正に対応すること。

5 成果品

受託者は 1 施設ごとに『石綿含有事前調査結果報告書』として、以下の書類をとりまとめ、紙媒体を 2 部（1 部は A4 ファイル綴込み）と電子媒体を 1 部提出する。

- ア) 表紙「石綿含有建材有無に関する事前調査等結果報告書」
- イ) 改修（解体）対象の建材リスト（工事前）
- ウ) 各建材の石綿含有判断の根拠資料
 - ・工事履歴の分かる図面
 - ・石綿含有建材データベース資料
 - ・その他製造会社の公開資料
 - ・石綿分析調査報告書
 - ・その他資料
- エ) 現況平面図
- オ) 建材の写真

※電子媒体（CD-R）については、原則として業務完了時に提出する。